

訂正発行者情報

【表紙】

【公表書類】	訂正発行者情報
【公表日】	2026年4月22日
【発行者の名称】	FFFホールディングス株式会社 (FFF Holdings Co.Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 中村 克久
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区赤坂1丁目2番7号
【電話番号】	092-712-0113
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理本部長 坂本 崇能
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年5月1日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	FFFホールディングス株式会社 https://fff-hd.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1 【訂正発行者情報の公表理由】

2026年4月9日付で公表いたしました発行者情報の記載事項のうち、「第一部【企業情報】」の第3【事業の状況】の記載内容の一部を訂正するため、訂正発行者情報を公表するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第3【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(2)仕入価格に関するリスクについて

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示しております。

第一部【企業情報】
第3【事業の状況】
4【事業等のリスク】

<訂正前>

(2) 仕入価格に関するリスクについて

当社グループが取り扱う住宅設備機器の製造企業はグローバルな材料調達を行っていることから、材料価格や為替といった経済情勢により、当社グループが製造企業から商品を仕入れる際の価格が変動する可能性があります。

当社グループにおいては、仕入価格の変動は販売価格に転嫁できるよう図ってまいりますが、価格転嫁が追い付かない程の価格高騰があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

<訂正後>

(2) 仕入価格の変動及び製品供給体制に関するリスクについて

当社グループが取り扱う住宅設備機器の製造企業はグローバルな材料調達を行っていることから、材料価格や為替といった経済情勢により、当社グループが製造企業から商品を仕入れる際の価格が変動する可能性があります。

当社グループにおいては、仕入価格の変動は販売価格に転嫁できるよう図ってまいりますが、価格転嫁が追い付かない程の価格高騰があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、製造企業におけるサプライチェーンの混乱等により、製品供給が制限されるリスクがございます。

具体的には、世界情勢の変化や物流の停滞、あるいは部品不足等に起因して、主要仕入先において製品の受注停止や納期遅延が発生した場合、当社グループにおいても工期の遅延や受注機会の損失が生じ、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。